

感染症対策に関する細則

前文

本細則は、クラブハウス棟規則に基づいて、制定する。各種定義及び名称は、当然に、クラブハウス棟規則に準ずる。

第1条（目的）

本細則は、新型コロナウイルス感染症対策の基本規定を定め、クラブハウス棟を発端とした感染拡大を防止することを目的とする。

第2条（対策事項）

1. クラブハウス棟を利用する場合は、以下の各号を遵守しなければならない。
 - 1.1. 飲料摂取時を除き、マスクを着用すること
 - 1.2. 利用前に手指消毒をすること
 - 1.3. 室内で活動時は窓及び扉を解放すること
 - 1.4. 室内で飲食をしないこと
 - 1.5. 執行委員会及び湘南藤沢事務室に、密集であると判断された場合は、即時、滞在人数削減に協力すること
2. 以下の各号に該当する場合は、クラブハウス棟を利用してはならない。
 - 2.1. 陽性判定された場合
 - 2.2. 陽性と疑わしき場合
 - 2.3. 体温が37.5度以上の場合
 - 2.4. 濃厚接触者に指定された場合

制定及び交付 2022年8月18日

執行委員会 委員長 山田健太